

狛江市デマンド交通実証運行支援業務委託
公募型プロポーザル実施要項

1 業務概要

(1) 目的

狛江市では、全国的な運転士不足の影響もあり、近年、路線・コミュニティバスの減便等の状況変化が起きている。また、利用者側も働き方、消費行動などライフスタイルが変化している。このように狛江市の公共交通は転換期にあり、既存交通サービスの維持だけでなく、多様な交通サービスにより、持続可能な交通体系の構築に取り組むことが重要であることから、以下を目的としてデマンド交通の実証をするものである。

- (ア) 狛江市が実施するデマンド交通実証運行について、狛江市及び運行事業者を全面的に支援する。
- (イ) 本実証を通じて利用者データを取得・分析(時間帯別、属性別、移動需要、移動実態等)することで、デマンド交通の有用性を検証し報告する。
- (ウ) 本実証を通じて、狛江市、運行事業者等の実施体制を検証し、市民による一層の活用に向けた今後の方針(ロードマップ等)を検討する。
- (エ) 実証で得られた成果を検証し、交通資源(財源、輸送力等)の最適配分など、デマンド交通に限らず、必要な「地域の足」を確保する視点から、狛江市の進める地域公共交通計画等の交通政策への提言を行う。

(2) 概要

- (ア) 業務名 狛江市デマンド交通実証運行支援業務
- (イ) 業務内容 別紙業務委託仕様書(案)による
- (ウ) 履行期限 令和9年3月31日(水)
- (エ) 委託者 狛江市
- (オ) 実施方式 公募型プロポーザル
- (カ) 業務範囲 本業務の範囲は別紙「仕様書(案)」を基本とするが、狛江市の判断により契約締結時において、事業者が提案した内容を追加し、又は変更できることとする。また、これにより見積金額を超えない範囲で、契約内容、契約額等の調整を行うことがある。

2 プロポーザル方式の採用理由と導入効果

本業務の実施にあたっては、デマンド交通に係る豊富な実績や運営能力を有し創意工夫をもって有効な施策や助言を実行できる事業者を選定することから、公募型プロポーザル方式を採用するものである。本方式による具体的な導入効果については以下のとおりとする。

- (1) 本業務では、狛江市に最適なデマンド交通の運行方針を多角的に検討することが必要である。そこで、プロポーザル方式の採用により、様々な提案や、専門的な知識、技術、経験等を比較し、より適当な事業者を選定することができる。

- (2) デマンド交通の運行に関する知見と創意工夫に富んだ多様な提案を比較、検討することにより、地域性やニーズに則し、柔軟で実効性のある提案を選定することが可能となる。

3 事務局

狛江市 都市建設部 道路交通課 交通対策係
〒201-8585 東京都狛江市和泉本町1-1-5

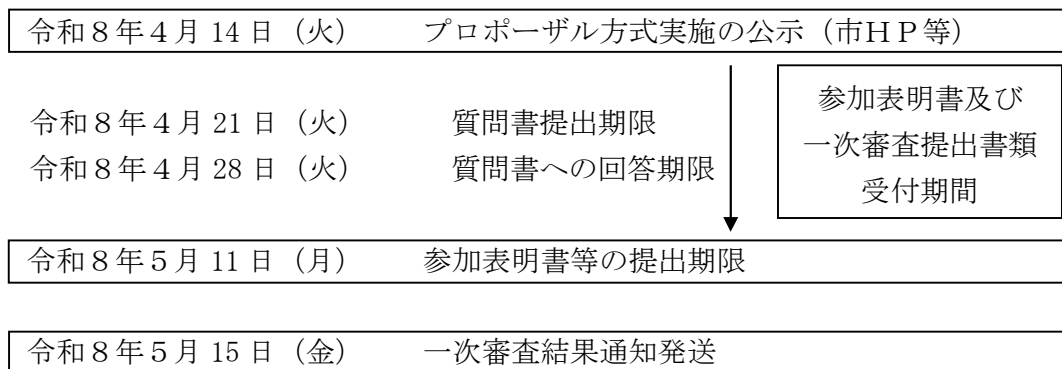
電話：03 (3430) 1111 (代表)

03 (3430) 1314 (直通)

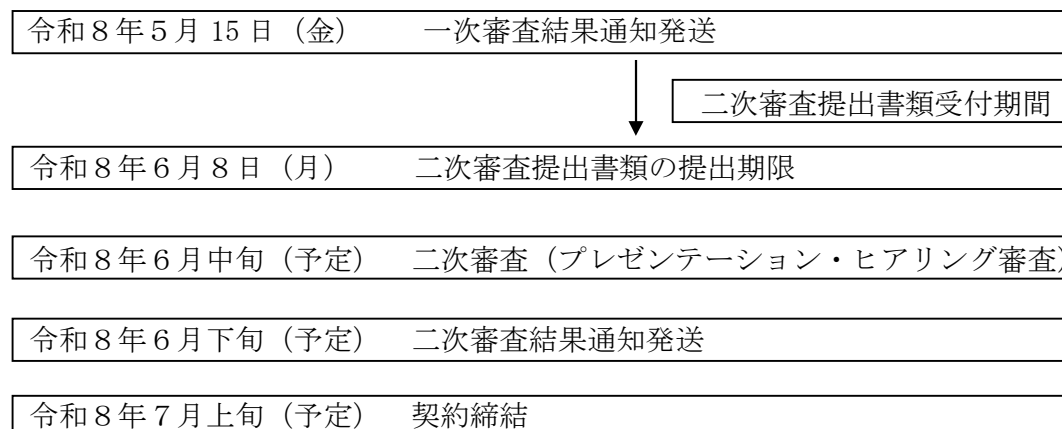
E-mail : koutsuukkr@city.komae.lg.jp

4 日程

(1) 一次審査



(2) 二次審査



5 参加資格

(1) 参加者に要求される資格

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (イ) 原則として、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登載された者とする。ただし、狛江市長が当該事業を遂行するため

の知識及び能力を十分に有していると判断した事業者については、この限りでない。

- (ウ) 参加表明書等を提出した日から業務を委託する技術的に最適なものと特定する日までの間に、狛江市指名停止基準（平成 10 年 7 月 27 日市長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (エ) 参加表明書等の提出日から契約の相手方を確定させる通知をする日までの間に、狛江市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年要綱第 49 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の申立てがなされていないこと。
- (カ) 情報セキュリティに関する下記いずれかの資格を有すること。
 - ・一般財団法人日本情報経済社会推進委員会 (JIPDEC) が付与するプライバシーマーク
 - ・情報セキュリティマネジメントシステム ISMS (ISO27001)

(2) 参加者に求める資質

- (ア) デマンド交通のノウハウを有し、先進自治体の動向を熟知していること。
- (イ) コスト縮減やコスト管理能力があること。
- (ウ) 従来の固定観念に捉われず、柔軟な発想力を持っていること。

(3) 共同企業体 (JV) による参加

本プロポーザルへの参加については、共同企業体 (JV) を認めることとする。その場合は、以下の内容を満たすこと。

- (ア) 代表者を 1 者定めること。
- (イ) 各者が (1) 及び (2) の参加資格を満たすこと。ただし (1) (イ) については、代表者が参加資格を有すること。
- (ウ) 狛江市との連絡調整、委託料の請求等は代表者が行うこと。
- (エ) 本プロポーザルにおいて、事業者の複数 JV 加入など、重複参加は認めない。

6 提出書類等

- (1) 一次審査前 審査前に質疑を行う場合は、以下の様式を使用すること。

様式	書類名
様式 1	質問書

- (2) 一次審査時 以下の書類を提出すること。

- (ア) 参加表明に関する書類

様式	書類名	部数
様式 2	参加表明書	1 部
任意	会社概要書及びパンフレット	6 部

(イ) 一次審査に関する提出書類

様式	書類名	部数
様式3	デマンド交通システム機能 確認表	6部
様式4	デマンド交通の業務実績 確認表	
任意	業務実施体制 ※委託者と迅速な連絡ができる業務体制とすること ※JVで参加する場合は、協定書、各会社の体制図も添付	

(3) 二次審査時

(ア) バス等のさらなる減便、廃便の可能性を見据えた「枝・葉の交通」の補完、代替の交通を検討する必要性が生じている。時間的、地理的な「交通空白」地区に対し、デマンド交通が有用であるか検証したい。鉄道や主要な路線バスが担う「幹の交通」との役割分担を念頭に置き、以下に従って提案書を作成し、提出すること。

様式	提案テーマ	部数
任意	<p>1. デマンド交通が担う役割と運行方法</p> <p>市内で今後発生する可能性のある時間的、地理的「交通空白」地区を仮定した上で、デマンド交通が担うべき役割を設定すること。</p> <p>また、役割を前提に、運行区域、乗降ポイント（設置場所の検討方針）、運賃等の運行方法を設定すること。</p> <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議の答申や議論を踏まえること ・コミュニティバスなどの他の「枝・葉の交通」との分担を明確にすること ・運行方法の設定では、国・都補助事業の採択要件を満たすこと（枠外注記） ・特に乗降ポイントの説明においては、GISにより具体的に可視化すること 等 	6部
	<p>2. 持続可能なデマンド交通に向けたロードマップ</p> <p>テーマ1での提案を踏まえて、デマンド交通を持続可能な交通にするための検証項目、検証の手順、検証方法の詳細及び実証（検証）期間を設定すること。</p> <p>（留意点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実証期間は複数年（上限3年間）とし、実証期間を1年以内ごとに区切ること ・期間ごとの前提条件、実証テーマ、運行方法、予算の概要等を示すこと ・検証項目の適切な評価等の方法及び指標を示すこと ・検証の進め方と具体的な取組みを示すこと 等 	
	<p>3. 受託者が担う役割</p> <p>デマンド交通を実証運行から導入し、本格実施として定着させる。そのための市民理解、既存交通事業者等との調整、収益確保が課題である。受託者は仕様書（案）のとおりハブとなる存在であり、重要な役割を担うものである。</p>	

	<p>デマンド交通の利便性、持続可能性を高めるため、具体的な施策や取組みを提案すること。 (施策や取組みの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変化受容についての市民理解の醸成 ・利用促進の取組み ・他の交通との接続等による狛江市の移動利便性の向上 ・既存交通事業者と調整すべき課題とその解決方法 ・円滑な乗降ポイント設置（特に地権者等の調整） ・コスト削減・収入確保策 等 <p>(留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前提となるランニングコストを示すこと。 <p>※ランニングコストには受託者の経費に加え、運行経費（東京都多摩地区のタクシー運賃（時間制運賃・上限運賃）により算出した金額）を含めること</p>	
--	---	--

※提案書には各書類名が分かるように記載すること。

※考慮すべき補助事業の名称は、別紙「仕様書（案）」を参照すること。

(イ) その他

様式	書類名	部数
任意	見積書 (イニシャル・ランニングコストの明細を記載すること)	1部

7 評価基準

(1) 一次審査（書類審査）の評価基準（計 30 点）

評価項目	留意点	評価点
1. デマンド交通システムの機能性評価	・導入するデマンド交通システムの機能が十分であるか。	10点
2. 実績評価	・デマンド交通運行業務の実績（本格運行への移行実績を含む）が十分であるか。	10点
3. 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡調整、情報管理その他本業務の実施のために必要な体制が築かれているか。 ・JVの場合は、責任の所在、連絡体制、各者の役割分担が明確であるか。 ・本業務が円滑に進むよう、普及啓発の取組みや、コールセンターでの対応の充実など、利用者、運行事業者、委託者のそれぞれの目線における支援として創意工夫がなされているか。 	10点

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の評価基準（計 70 点）

テーマ	留意点	評価点
1. ユーザーアプリのデモンストレーション	・利用しやすいシステムであり、利用者の属性に応じた工夫がなされているか。	5点
2. デマンド交通が担う役割と運行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通会議の議論等を踏まえているか。 ・定量的なデータから導き出されているか。 ・既存交通との役割分担が明確であるか。 ・運行区域、乗降ポイント、運賃等の運行方法が合理的であるか。 	20点

3. 持続可能なデマンド交通に向けたロードマップ	<ul style="list-style-type: none"> ・実証期間は合理的な理由で設定されているか。 ・実証運行の妥当性を評価できる方法であるか。 ・検証項目には定量的に分析できる指標が示されているか。 ・検証の進め方が具体的であるか。 	20 点
4. 受託者が担う役割	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治会・町会などへのアプローチなど理解・利用促進の方法が具体的であるか。 ・乗降ポイント設置に関する調整方法は実績や知見に基づいており、具体的であるか。 ・既存交通と共存するための、交通事業者との調整、解決方法が明確であるか。 ・ランニングコストが明確で、コスト縮減・収入確保のための取組みが具体的であるか。 ・市・運行事業者・利用者・既存交通事業者等の関係者にとって有意な内容であるか。 	25 点

8 書類の提出

(1) 質問の受付

(ア) 質問は、文書（様式1）にて作成の上、電子メールにより受け付ける。

① 質問の受付先：事務局（3参照）

② 質問受付期間：令和8年4月14日（火）午前9時から4月21日（火）午後5時まで

(イ) 質問の提出メールの件名は「【質問】西暦年月日+社名」とする。

（例：【質問】20260414 株式会社〇〇）。

(ウ) 質問メールを受取後、担当部署により24時間以内（土日祝の前日の場合は翌営業日中）に送信元へ確認メールを送信する。確認メールが届かなかった場合には、事務局（3参照）に電話で確認すること。

(エ) 質問に対する回答は、令和8年4月28日（火）までに狛江市ホームページに掲載する。なお、質問者が特定されると思われる内容は掲載しない。

(2) 審査書類の提出

(ア) 提出部数 6（2）及び（3）参照（写真はカラーコピーとしてもよい）

(イ) 提出場所 事務局へ提出（3参照）

(ウ) 提出期限 参加表明書・一次審査：令和8年5月11日（月）午後5時
二次審査・参考見積書：令和8年6月8日（月）午後5時

(エ) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記日まで必着）のこと。

※別紙「仕様書（案）」5. 業務内容に示す「委託者が指定する地区」は参加表明書の提出後、翌営業日までに参加表明書（様式2）に記載された連絡先へ電子メールにて通知する。

9 提出書類作成及び留意事項

(1) 共通事項

- (ア) 提案書の作成にあたり、市は必要に応じて参加者へ資料を貸与することとし、参加者は提案書の作成の完了次第、市へ速やかに返却すること。なお、貸与した資料等は複製しないこととし、紛失等のないよう取扱うこと。
- (イ) 提出書類等の作成に要する費用、旅費、その他本プロポーザルの参加に要した一切の費用は参加者の負担とする。

(2) 参加表明書及び一次審査書類の作成

- (ア) 参加表明書及びその他の提出資料は、6 (2) の様式を参照すること。
- (イ) 用紙の大きさはA 4 サイズ (様式 4 のみ A 3 サイズ) とする。

(3) 二次審査書類の作成

- (ア) 提案書作成上の基本的事項
提案書は、デマンド交通実証運行における取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。
- (イ) 提案書の作成方法
6 (3) で作成する資料は、提案者としての考えを、読みやすく簡潔にまとめ、A 3 サイズで3枚 (片面印刷) 以内とする。提案者を特定できる事項 (社名等) は記載しないこと。
- (ウ) 参考見積書に記載する本業務委託費用の上限は、21,498,400 円 (税込) とする。
- (エ) 提案書の内容は、過去の検討内容にとらわれる必要はないが、提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。

(4) 失格事項

- 参加表明書又は提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。
- (ア) 提出方法、提出先、受領期限、上限金額に適合しないもの。
 - (イ) この実施要項に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (エ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
 - (オ) 虚偽の内容が記載されているもの。なお、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
 - (カ) この実施要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

(5) 提出書類の取扱い等

- (ア) 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (イ) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- (ウ) 本プロポーザルに提出された書類の提出後の内容変更は認められない。

- (エ) 提出された書類は、返却するものとする。ただし、委託事業者として採用されたものは除く。
- (オ) 提案書等の作成のために狛江市より受領した資料及び情報は、狛江市の了解なく公表、使用することはできない。

10 選定方法

本プロポーザルに係る一次審査は書面審査とする。二次審査はプレゼンテーション・ヒアリング審査とし、事業者選定審査会で審査し、会議は非公開とする。

(1) 一次審査（書類審査）

参加表明書及び提出書類に基づき書類審査により評価し、「2. 実績評価」の得点が著しく低い場合は対象外とする。また、その場合において事業者の数が5者以上の場合は、点数の高い順に5者を選定する。ただし、同点の者が生じた場合の順位は、様式4に記載の、デマンド交通の導入実績の件数が多い事業者をより高い順位とする。

一次審査の結果は、審査終了後、すべての事業者に令和8年5月15日（金）までに書面により発送し、通知する。

なお、一次審査通過者に対しては、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）の日程、実施方法等を併せて通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ユーザーアプリのデモンストレーションを説明した後、提案書等一式に基づき、プレゼンテーションを行う。その後、審査員が質疑を行った上で各委員が評価項目ごとに評価を行う。二次審査の留意事項は以下のとおりとする。

- (ア) 所要時間は、概ね5分程度のデモンストレーションを含め、説明20分とする。その後、質疑応答15分とする。
- (イ) 説明者は4名以内とする。
- (ウ) 説明資料は、提出した提案書のみを使用することとし、追加資料は受理しない。ただし、書類のみでは分かりにくい点については、映像等を使用して提案内容が分かるように説明してもよいものとする。また、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよいものとする。
- (エ) 質疑応答にあたり、一次審査の提出書類の内容について、ヒアリングで確認することがある。
- (オ) プロジェクター及びスクリーンは狛江市が準備することとし、プロジェクターの型番はEPSON EB-535Wである。それ以外の機器は各自が用意するものとする。
- (カ) 二次審査の順番は、提案書の到着日順（郵送の場合は消印で確認）とし、同時の場合は、参加表明書の到着順とする。

(3) 事業者選定審査会

二次審査は次の5名の委員により構成される事業者選定審査会が行う。

区分	所属等
市職員	企画財政部長
市職員	都市建設部長
市職員	財政課長
市職員	まちづくり推進課長
市職員	道路交通課長

(4) 委託事業者の候補の決定

評価点（一次審査及び二次審査の合計点）が最も高い者を委託事業者の候補として、次に評価点が高い者を次点候補者として決するものとする。ただし、同点の者が生じた場合の順位は、審査会が定める重点項目（4. 受託者が担う役割）の評価点が高い事業者をより高い順位とする。

審査結果については、すべての提案者に対して令和8年6月下旬に書面で通知する。併せて、狛江市ホームページで公表する。

11 契約手続等

(1) 契約

- (ア) 二次審査の結果に基づき、狛江市（以下「委託者」という。）と特命随意契約を行う。契約額は提出された見積書（上限額は9（3）に記載）の金額とする。
- (イ) 参加者が、委託者における指名停止又は指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合委託者は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
- (ウ) 業務内容は、別紙「仕様書（案）」をもとに協議の上、契約時の仕様書に示すこととする。

(2) 留意事項

- (ア) 本プロポーザルは、本業務に適した技術力や創造力、問題解決力に優れた者を選定するものであることから、受託者は、業務の内容について委託者等と十分協議の上、業務を進めることとする。なお、受託者は関係者等と協議、協力の上、業務を行うこと。
- (イ) 本業務は、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト 『交通空白』解消タイプ）」の交付を前提としていることから、その状況により内容を変更する場合がある。